



生命保険金は相続財産に含まれる？



Aさんの悩み

先月夫が亡くなりました。
亡夫は生命保険に加入していて、保険金の受取人には、妻である私が指定されていました。
この保険金も他の財産同様に相続財産として分けなければいけないのでしょうか・・・

死亡保険金 = 相続財産

というイメージを持っている方も多いかと思いますが、
一般的には相続財産ではないのです！

保険金受取人が定めてある場合、
もともと受取人の財産として考えられるからです。



受取人が私なら、
私固有の財産になりますね。

ただ、**生命保険の契約内容**や**死亡保険金の受取人**をどのように指定しているかで、
相続財産に含まれるのかが変わってきてしまいます。

ポイント 被相続人本人が保険金受取人かどうか

被相続人本人が保険金受取人である場合は、
保険金は相続財産に含まれることとなります。



被相続人でもあり
保険金受取人でもある

遺産分割協議から漏れないようにするためにも、生命保険金については、
保険金の受取人・契約内容について確認することが必要になります。
これを踏まえて、相続財産における保険金の割合を専門家に相談することがおすすめです。

いっぽう、**税法上**は生命保険金は
「みなし相続財産」として**相続税の課税の対象**となってしまいます。

相続財産の取扱いが民法と税法では異なるので、間違いなく手続きできるように注意が必要になりますね。

相続税に関してのご相談はF&Partnersグループの重谷税理士事務所が承ります！

今週の お客様の声

依頼して
よかった点は？

京都市 よしかわ様

親切に対応していただいたところです

